

第34回芦屋市入札監視委員会議事概要

(様式第2号)

第34回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日 時	平成29年5月31日(水) 10:00~12:00
場 所	東館3階 中会議室
出席者	委員長 松山 治幸 委員 小島 幸保 委員 富田 智和 事務局 佐藤副市長 山口総務部長 坂恵契約検査課長 足立公園緑地課長 山下下水道課長 尾高建築課長 契約検査課職員
事務局	総務部 契約検査課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	0 人 (一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 議事

- ① 入札・契約手続の運用状況等の報告(平成28年度下半期執行分)
- ② 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告(平成28年度下半期執行分)
- ③ 随意契約サンプリング調査結果報告(平成28年度第3四半期・第4四半期調査分)
- ④ 芦屋市での入札不調・不落の状況について
- ⑤ その他
 - ・随意契約の比率及び件数について
 - ・変更契約の状況について

2 提出資料

- 資料(1) ア 入札状況及び随意契約内容一覧表 平成28年度下半期
(平成28年10月1日~平成29年3月31日)
イ 契約検査課所管公共工事入札状況 参加業者・落札業者区分別一覧表
ウ 契約検査課所管公共工事入札状況 予定価格段階別一覧表
①~⑤抽出事案関係書類(写し)
- 資料(2) 競争入札に係る指名停止等の措置基準適用一覧表
(平成28年度下半期分)
- 資料(3) 随意契約サンプリング調査結果報告【平成28年度 第3・4四半期】
- 資料(4) 芦屋市入札状況 不調不落発生件数

資料（５）随意契約件数調べ

資料（６）入札状況及び随意契約内容一覧表【変更契約】 平成２８年度
（平成２８年４月１日～平成２９年３月３１日）

第３４回芦屋市 監視委員会議事概要

(1) 入札・契約手続の運用状況等の報告（平成２８年度下半期執行分）

（質疑・意見）入札不調の件数は増えていますか。

（事務局）１年間の入札不調の件数は、前年度と比べて減少していますが、平成２８年度下半期の入札不調の件数は、前年度の下半期と比較すると若干増加しています。

（質疑・意見）指名業者数を増やすと入札不調の件数も減るのではないですか。

（事務局）入札不調が今後増えることが考えられますので、１者入札を認めることや指名業者数を増やすことも検討する必要があるのではないかと考えています。

（質疑・意見）現在、入札不調を減らすために具体的に行っている対策はありますか。

（事務局）指名競争入札により実施すると不調となる可能性が高いと考えられる案件については、条件付き一般競争入札により実施することで、広く参加業者を募集しております。また、指名競争入札により実施する場合には、工事等の指名業者選定基準により定められた指名業者数よりも多い指名業者を選定するなどの対策を行っています。

（質疑・意見）入札不調の傾向は、例えばどのようなことがありますか。

（事務局）平成２８年度において前年度と比べて入札不調の件数は減少していますが、設計金額の低い案件の入札不調件数は増えてきています。震災復興など金額の高い事業が増えてきており、業者の景気の回復がうかがえます。そのため、指名業者数に関係なく、利益率の高い工事や手間のかからない工事など業者にとって都合の良い工事などを選んでいくこと、また、人員不足により技術者の配置が難しいことにより入札不調となっているのではないかと考えられます。

（質疑・意見）「芦屋市分庁舎建替実施設計業務委託」について、落札率が低い原因はどのようなことが考えられますか。

（事務局）今回契約した業者は庁舎の設計業務に関する実績を作るために、低い価格で入札したと聞いております。そのため、業者の企業努力によるものではないかと考えられます。

（質疑・意見）設計金額と入札金額の内訳項目で、金額差が生じた内容はわかりますか。

（事務局）設計金額については、積算基準に基づいているため適正な価格であると考えますが、入札金額の内訳の提出を求めているため、内容の比較はしておりません。

（質疑・意見）「ＪＲ芦屋駅南地区まちづくり事業物件調査等業務委託」の公告条件に付されている再開発プランナーは、公的な資格ですか。

（事務局）再開発プランナーについては、平成４年に建設大臣が認定する資格としてスタートしましたが、平成１３年より一般社団法人再開発コーディネーター協会が認定する資格と変更になっております。

(1) ①芦屋中央公園広場改修工事

（質疑・意見）いままで公園としてあった箇所の改修ですか。

(事務局) 工事前の広場では、土がパウダー状となり、ほこりが出るようになっていましたので、その対策として人工芝への改修を行いました。また、フェンスを新たに設置しました。

(1) ②中央緑道照明設備他改修工事その4

(質疑・意見) 照明灯をLED化する工事ですか。

(事務局) 古い照明灯を順番にLED化する工事です。

(質疑・意見) 落札率が低い原因はどのようなことがありますか。

(事務局) 指名通知が行われたのが9月中でしたので、従前の取扱いに基づき、機器費などの価格変動要因が多い工事については、最低制限価格を設けておりません。機器を安く調達できた場合には入札金額が低くなるため、落札率が低くなったと考えられます。

(質疑・意見) 契約業者であるワタナベ忠電株式会社について、受注実績はありましたか。

(事務局) 照明灯などの工事に関して入札により契約することは多いかと思えます。

(1) ③奥山地内県道奥山精道線舗装復旧工事

(質疑・意見) 工事内容は特殊な工事でしたか。

(事務局) 特殊な工事ではありませんでした。場所的な問題もあり、落札率が高くなったのではないかと思います。

(質疑・意見) 2回目の指名競争入札の際に、残りの該当業者全てを指名することはできなかったのでしょうか。

(事務局) 2回目の指名競争入札の際も不調となる可能性が高い場合には、残りの該当業者全てを指名することもあります。当該案件については、市内業者のみでの入札であるため、市内業者の落札状況を把握しておりますので、仕事が重複しないように指名しております。

(質疑・意見) 結果論にはなりますが、落札率が100%となるのであれば、競争性の確保のために、残りの該当業者全てを指名してもよかったのではないかと思います。

(1) ④打出浜1号線外高木剪定業務委託

(質疑・意見) 剪定業務の発注件数は多いですか。

(事務局) 入札により年間で30～40件程度、発注しています。

(質疑・意見) 予定価格は公表していないのですか。

(事務局) 業務委託であるため、予定価格を公表しておりません。

(質疑・意見) 剪定業務の発注時期はどのようにしているのですか。

(事務局) 春先の時期や樹木が眠っている冬場の時期に剪定することが多いです。落葉樹については、落ち葉の掃除の問題があることから、落葉する前に剪定しています。剪定業務を発注する際は、木の種類に応じて工夫して発注しています。

(質疑・意見) この地域は、どのくらいの頻度で剪定業務を行っているのですか。

(事務局) 概ね、3～5年に1回の頻度で剪定しています。交通の障害になる場合や民家に入り込むなどの場合には、1年に1回の頻度で剪定しています。

(質疑・意見) 剪定業務に関する入札金額の内訳の調査はしましたか。

(事務局) 別の案件において、業者より内訳書を提出してもらい、内容を精査しましたところ、業者がきちんと積算を行っていることを確認しました。剪定業務は直接工事費の割合が高く、直接工事費の多くを占める人件費については、国の積算基準に基づいて計算されており、参考数量書により数量もわかることから、落札率は比較的高くなり、共通仮設費の部分について業者が金額を下げるかどうかにより入札金額が決定されると考えられます。

(質疑・意見) 内訳書の提出については、事前に条件を付したのですか。

(事務局) 指名通知書を送付する際に、内訳書の提出を求めることを記載しました。

(質疑・意見) 市内業者の数も限られていることから、検証のために、時には内訳書の提出を求めてもよいのではないかと思います。

(1) ⑤ 芦屋市立岩園幼稚園及び岩園小学校整備工事 (Ⅳ期)

(質疑・意見) Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期工事の請負業者はどちらですか。

(事務局) Ⅰ期工事は、周辺道路の整備工事であるため、別の業者です。Ⅱ期・Ⅲ期工事はⅣ期工事と同じ業者です。

(質疑・意見) Ⅲ期工事も随意契約による発注ですか。

(事務局) Ⅲ期工事も随意契約により発注しています。

(質疑・意見) Ⅱ期工事を行う時点から、Ⅲ期・Ⅳ期工事も事業計画にあったのですか。

(事務局) Ⅲ期・Ⅳ期工事も当初から想定していましたが、補助金決定が行われてから発注する必要があるため、追加にて工事を行うこととなります。同一の業者に施工させることで、経費の節減が可能であることなどを考慮し、結果として随意契約による発注となりました。

(質疑・意見) 入札案件の落札率と比べると、契約率が高いのですが、価格の有利性はあるのですか。

(事務局) 予定価格については、既に経費が節減された価格であるため、契約率が高く見えますが、Ⅱ期・Ⅲ期工事を請け負った業者と同一の業者に施工させることにより、経費が10%程度節減できております。

(質疑・意見) 随意契約の理由の中に経費がどのくらい節減できるかを明記してもよいのではないですか。

(事務局) 業者選定委員会の中で、どのくらい経費の節減や工期の短縮ができるかを説明して随意契約業者決定書を承認していただいています。

(質疑・意見) 業者選定委員会の議事録はありますか。

(事務局) 業者選定委員会は非公表の会議であり、入札に関する情報が含まれるため、議事録はありません。

(質疑・意見) 案件ごとの落札率に関して公表していますか。

(事務局) 入札状況及び随意契約内容一覧表については、本委員会の内部資料であるため、非公表の資料になります。

(2) 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告（平成28年度下半期執行分）

（質疑・意見）日本電気株式会社の指名停止期間は重複してしまうのですか。

（事務局）指名停止措置の対象案件が2件あり、指名停止措置については、個別の案件ごとに講じることとなりますので、消防デジタル無線機器の入札談合に伴う指名停止措置を受けた他の業者と比べると1日だけ長くなることとなります。

（質疑・意見）消防デジタル無線機器の入札談合で芦屋市に影響はありましたか。

（事務局）本市の入札にも関係がありました。物品の契約書において、当時は違約金の規定がありませんでしたので、違約金を請求することができず、損害賠償を請求する方向で弁護士の方と相談しながら進めていくことになるかと思えます。

（質疑・意見）消防デジタル無線機器の入札談合の影響については他市でも同じような状況ですか。

（事務局）工事として発注している自治体については、契約書の約款に違約金条項が含まれているのではないかと思います。また、当該条項に基づき、すでに違約金を請求した自治体もあるようです。本市と同様に、損害賠償請求を行う自治体もありますので、他市の状況も聞き相談しながら進めていくことになるかと思えます。

（質疑・意見）芦屋市の入札での落札業者はどちらですか。

（事務局）沖電気工業株式会社です。

(3) 随意契約サンプリング調査結果報告（平成28年度第3四半期・第4四半期調査分）

（質疑・意見）少額の場合、見積書の徴収は1者でもよいのですか。

（事務局）50万円未満の業務委託については、1者からの見積徴収でもかまいませんが、ある所管課では本調査の後、少額であっても見積合せを実施している事例もあり、調査を実施した良い事例ではないかと考えております。

（質疑・意見）業務を分割して実施している事例はありましたか。

（事務局）そのような事例がありましたので、所管課には指導しました。

(4) 芦屋市入札状況 不調不落発生件数

（質疑・意見）10年ほど以前であっても、不調率は高かったのですか。

（事務局）入札不調はそれほどなかったと記憶しています。

（質疑・意見）現在は慢性的に入札不調が起きるのですか。

（事務局）リーマンショックの後に人員を整理した業者は体力を失っていましたが、経済対策による景気の浮揚感があり、利益率の高い工事の発注が多くなっているため、当分の間、入札不調は続くのではないかと考えられます。

（質疑・意見）入札不調が増えることで、職員から要望は出ていますか。

（事務局）再度の入札を実施する上で、設計内容の見直し等の事務を減らせないかという要望があり、また、契約検査課においても、指名業者の選定や公告条件の設定に苦慮しています。他市の状況を考慮して、1者入札の導入も検討する必要があるのではないかと考えています。あわせて、どの程度の選定・公告条件を付するのがよいのかについても検討する必要があると考えています。

(質疑・意見) 入札不調の件数が減るように引き続き努力してください。

(5)①随意契約件数調べ

(事務局) 前回の入札監視委員会で過去5年間の随意契約の件数の報告依頼に基づいて、入札・随意契約等処理件数、入札不調件数、実契約件数をまとめたものです。3号の随意契約(特定の施設等から役務の提供等を受ける場合)を除いた過去5年間の随意契約の平均割合は25%でしたので、平成28年度の随意契約の割合は減少しています。阪神各市に問い合わせを行いました、プロポーザルや契約準備行為を含むかどうかなど各市でカウントの対象が異なりましたので、割合の比較はできませんでした。

(質疑・意見) 過去に随意契約の増えた原因はどのようなことが考えられますか。

(事務局) 本体工事に付随する工事を随意契約により発注したものや、入札不調に伴う随意契約による発注が増えたためと考えられます。

(質疑・意見) 5号の随意契約(緊急の必要による場合)については、件数に含まれていますか。

(事務局) 所管課で行うため、件数に含まれておりません。

(質疑・意見) 随意契約の割合を算出した結果、現状について、どのように考えていますか。

(事務局) プロポーザルが増えると随意契約の件数も増えるかと思えます。設計変更のガイドラインを作成する中で、付随工事について本体工事の契約内容を変更するのか、6号の随意契約(競争入札に付することが不利な場合)とするのか、或いは、競争入札に付すのかという線引きを検討する必要があると考えております。

(質疑・意見) 実情として付随工事を同一業者に施工させるというのは理解できますが、透明性という観点からすると、再度競争入札に付すのがよいのではないかと思います。

(事務局) 他市と比較しながら、一定の線引きをしていきたいと考えております。

(5)②入札状況及び随意契約内容一覧表【変更契約】 平成28年度

(事務局) 前回の入札監視委員会で1年間の変更契約の件数の報告依頼に基づいて、平成28年度において契約した案件のうち、変更契約のあった案件をまとめたものです。記載内容については、工期変更の有無と変更請負代金額となります。

(質疑・意見) 工期変更や変更請負代金額の記載のないものはどのような変更をした案件ですか。

(事務局) 請負代金額に変更のない工事内容の変更があったものや単価契約の工事における契約工種の追加があったものです。

(質疑・意見) 「芦屋市庁舎北館渡り廊下改修他工事」はどのような経緯で変更があったのですか。

(事務局) その都度、要望を受けて改修を行った結果、当初予定されていない変更箇所が出てきたために、変更金額が増えてしまいました。

(質疑・意見) 予算上の問題はなかったですか。

(事務局) 問題はなかったと聞いております。

(質疑・意見) 「平田町外公共下水道管渠実施設計業務委託」についてはどうですか。

(事務局) ボーリング調査を行った結果に基づく変更ですので、変更契約により対応するほかなかったかと思えます。

(質疑・意見) 変更契約の決裁区分はどのように決まるのですか。

(事務局) 変更後の契約金額に基づいて、決裁区分を決定します。

(質疑・意見) 再契約を行った案件はありますか。

(事務局) 変更契約で対応していますので、再契約の案件はありません。

(質疑・意見) 入札監視委員会の資料については、内部でも利用してもらえればと思います。

以 上